

静岡市内部評価専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例等第1号）第24条の規定に基づき行政評価の一環として実施する事務事業総点検（静岡市事務事業総点検実施要綱（平成24年3月1日施行）第1条の事務事業総点検をいう。以下同じ。）における事務事業の評価を効果的かつ効率的に実施し、もって市の施策及び事務事業に適切に反映させるため、静岡市内部評価専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業総点検の評価結果等を踏まえて、改善及び合理化を図るべき事務事業を選定すること。
- (2) 前号の規定により選定した事務事業の評価（以下「2次評価」という。）に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務局総務課長の職にある者を、委員は毎年度、総務局長が指名する局等の長がその所属職員のうちから選任した者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務事業の選定等)

第6条 第2条の規定による事務事業の選定及び2次評価は、次項以下に定めるところにより

実施する。

- 2 第2条の規定による事務事業の選定及び2次評価を分担して実施するため、委員会に複数の評価班を置く。
- 3 評価班は、委員若干人をもって組織する。
- 4 それぞれの評価班に班長を置き、委員長が指名する職員をもって充てる。
- 5 それぞれの評価班が取り扱う事務事業は、委員長が指定する。
- 6 評価班は、別に定める基準により第2条の規定による事務事業の選定及び2次評価を行うものとする。
- 7 評価班の会議は、班長が招集し、その議長となる。
- 8 評価班は、班員の全員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 9 評価班は、評価班の会議に2次評価の対象となる事務事業の所管職員を出席させ、その説明を聴き、質疑を行うことができる。
- 10 評価班は、2次評価の結果を委員長に報告するものとする。

(2次評価結果の報告)

第7条 委員長は、前条第10項の規定による報告を受けたときは、各評価班の2次評価の結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。